

# ○静岡県警察被害者支援カウンセラー運用要綱の制定 について

(平成 17 年 3 月 15 日例規県民第 13 号)

犯罪被害者及びその家族又は遺族の精神的被害の軽減等を図るため、別添のとおり「静岡県警察被害者支援カウンセラー運用要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行することとしたので、職員に周知させるとともに、その効果的な運用に努められたい。  
別添

## 静岡県警察被害者支援カウンセラー運用要綱

### 第 1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して迅速に精神的支援等を行うほか、被害者支援、相談業務等に従事する職員に対する専門的な指導、助言等を行うため、関係所属に派遣する静岡県警察被害者支援カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 カウンセラーの指定

- 1 警察相談課長（以下「相談課長」という。）は、関係所属長と協議の上、臨床心理士又はその他のカウンセラー資格を有する職員を静岡県警察被害者支援カウンセラー推薦書（様式第 1 号）により、本部長に推薦するものとする。
- 2 本部長は、前記 1 の推薦に基づき、当該職員をカウンセラーとして指定する場合は、指定書（様式第 2 号）を交付するものとする。

なお、カウンセラーが他所属へ異動した場合には、異動先の所属の長と協議の上、継続して指定するものとする。

### 第 3 カウンセラーの指定解除

- 1 相談課長は、カウンセラーとして指定した者について、指定を解除する必要があるときは、関係所属長と協議の上、静岡県警察被害者支援カウンセラー解除上申書（様式第 3 号）により、本部長に上申するものとする。
- 2 本部長は、前記 1 の規定による上申に基づき、指定を解除する場合は、指定解除書（様式第 4 号）を交付するものとする。

### 第 4 任務

カウンセラーは、派遣を要請した所属長（以下「派遣先所属長」という。）の指揮により、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 1 精神的被害を受けたと認められる被害者等に対するカウンセリングに関すること。
- 2 職員が行う被害者等に対するカウンセリング及び相談業務についての指導、助言等（以下「スーパービジョン」という。）に関すること。
- 3 職員に対するカウンセリング等の教養に関すること。
- 4 その他派遣先所属長が命ずること。

## 第5 運用

### 1 被害者等に対するカウンセリング

- (1) 所属長は、殺人、不同意性交等、不同意わいせつ、死亡ひき逃げ事件その他の被害者支援対象事件が発生し、当該事件の被害者等に対するカウンセリング等が必要であると認められるときは、派遣要請書（様式第5号）により、速やかに相談課長を経由して警務部長にカウンセラーの派遣を要請するものとする。この場合において、急を要すると認められるときは、電話その他の方法により派遣を要請し、事後速やかに派遣要請書を提出するものとする。
- (2) 警務部長は、前記(1)の規定により派遣要請を受けた場合においては、派遣するカウンセラーを選定した上、当該カウンセラーが所属する所属の長（以下「派遣元所属長」という。）に対し、速やかに派遣命令書（様式第6号）により派遣を命ずるものとする。

### 2 職員に対するスーパービジョン

- (1) 所属長は、職員に対するスーパービジョンが必要であると認められるときは、スーパービジョン等要請書（様式第7号）により、相談課長を経由して警務部長にカウンセラーの派遣を要請するものとする。この場合において、当該スーパービジョンに係る事件等の概要、支援状況等の分かる資料を添付するものとする。
- (2) 警務部長は、前記(1)の規定により要請を受けた場合においては、派遣するカウンセラーを選定した上、派遣元所属長に対し、速やかに派遣命令書により派遣を命ずるものとする。

### 3 相談課長との協議

所属長は、被害者等の精神的被害の有無・程度又は職員に対するスーパービジョン等の必要性について判断できないときは、相談課長と協議するものとする。

### 4 派遣元所属長の対応

前記 1(2)又は 2(2)の規定によりカウンセラーの派遣命令を受けた派遣元所属長は、相談課長と連携し、速やかにカウンセラーを派遣するものとする。

### 5 派遣期間

カウンセラーの派遣期間は、おおむね3日とする。ただし、発生した事案の軽重、支援の推移等を勘案し、相談課長、派遣元所属長及び事件主管課長と協議した上で、派遣期間を短縮し、又は延長することができる。

## 第6 結果報告

- 1 カウンセラーは、被害者等に対するカウンセリング及び職員に対するスーパービジョン等を実施した場合には、カウンセラー活動実施結果報告書（様式第8号）により、その実施結果を速やかに派遣先所属長に報告するものとする。
- 2 前記1の規定により報告を受けた所属長は、カウンセラー運用結果報告書（様式第9号）により、相談課長を経由して本部長に報告するものとする。

## 第7 被害者支援カウンセリングアドバイザーの設置

警察相談課に静岡県警察被害者支援カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができるものとする。

### 1 アドバイザーの委嘱

(1) 相談課長は、次に掲げる事項に該当する者のうちアドバイザーに適任と認められるものを選定し、静岡県警察被害者支援カウンセリングアドバイザー推薦書（様式第10号）により、本部長に推薦するものとする。

ア 大学の研究者、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の職にある者で、かつ、被害者等に対する支援活動に必要な専門的知識及び技能を有するもの

イ 被害者支援の重要性を理解し、かつ、その人格について社会的信望を有する者

ウ 原則として、県内に居住又は勤務先を有する者

(2) 本部長は、前記(1)の推薦に基づき、当該推薦者をアドバイザーとする場合は、委嘱状（様式第11号）を交付して委嘱する。

### 2 委嘱の取消し

(1) 相談課長は、アドバイザーとして委嘱した者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本部長にその旨を報告し、委嘱の取消しについての判断を仰ぐものとする。

ア 前記1(1)に掲げる事項のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

イ アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

ウ 心身の故障により任務の遂行ができなくなったとき。

エ 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 本部長は、前記(1)の報告に基づき、委嘱の取消しの判断をする。

### 3 アドバイザーの任期

アドバイザーの任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、年度途中において委嘱された者の任期については、当該年度の末日までとする。

### 4 アドバイザーの任務

アドバイザーの任務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第4の規定に掲げる任務（以下「カウンセラーの任務」という。）に関する専門的な指導、助言及び教養

(2) カウンセラーの任務に関連し、他機関へ引き継ぐ業務に関する指導及び助言

(3) その他カウンセラーが必要とし、相談課長が認めたもの

### 5 秘密の保持

(1) アドバイザーは、委嘱期間中及びその後においても、業務に関して知り得た事実を第三者にもらしてはならない。

- (2) アドバイザーは、委嘱状の交付を受けたときは、秘密の保持について誓約書（様式第 12 号）を本部長に提出するものとする。

#### 6 アドバイザーの運用

- (1) カウンセラーが所属する所属の長は、カウンセラーからの要請に基づきアドバイザーとの面接が必要であると判断したときは、アドバイザー面接申込書（様式第 13 号）を相談課長あてに送付し、申請するものとする。
- (2) 相談課長は、前記(1)の申請を受けた場合は、面接の日時及び場所を指定し、面接を受けるカウンセラーにアドバイザー面接申込書を返送するものとする。
- (3) カウンセラーは、前記(2)で指定された面接を受けたときは、その結果をアドバイザー面接申込書の「面接結果」欄に簡記し、速やかに相談課長あてに報告するものとする。
- (4) 第 5 の 2 に規定する職員に対するスーパービジョンのうち、所属長と相談課長との協議の結果、更にアドバイザーの派遣が必要であると認められた場合は、前記(1)から(3)までに準じ手続するものとする。

#### 第 8 事務担当所属

この要綱に関する事務は、警察相談課犯罪被害者支援室が行う。